

オンラインを活用した教育相談について

～今後の臨時休業に備え、さらなる教育相談体制の充実を～

臨時休業中にオンライン（ビデオ会議）を活用した教育相談を実施したことで「新しい学校生活への不安を軽減できた」「子供の不安や悩みにチームで対応したことで、スムーズな登校につながった」など、子供の心のケアに有効であったと感じた学校が複数ありました。今後の臨時休業に備え、オンライン（ビデオ会議）の活用を含めた教育相談体制のさらなる充実をお願いします。



埼玉県マスコット 「コバトン」

オンラインを活用した子供の状況把握

新型コロナウイルス感染拡大の防止のため対面でのケアができない状況にあっても、以下のように、積極的に子供の状況を把握し、オンライン（ビデオ会議）を活用した教育相談につなげた学校がありました。

- ビデオ会議※¹を活用した「オンラインによる朝の会やショートホームルーム」
- 学習管理ツール※²のコミュニケーション機能を活用した「オンラインによる状況把握」

※¹ Google Meet、Zoom、Cisco Webex Meetings 等

※² Google Classroom、スタディアアプリ、ラインズeライブラリアドバンス 等



埼玉県マスコット 「さいたまっち」

子供、保護者の状況に応じた教育相談の実施

対面での教育相談ができない状況においては、電話、メール、オンライン（ビデオ会議）の活用が考えられます。それぞれのメリットと課題を踏まえ、子供、保護者の状況に応じた教育相談を実施することが大切です。ここでは、オンライン（ビデオ会議）を活用した教育相談のメリットと課題を例示します。

○オンライン（ビデオ会議）を活用した教育相談のメリットと課題

メリット	課題
・学校に来られない子供や保護者と対面に近い状態で相談を行うことができる ・家庭から相談できるため、相談していることを他者に知られにくい ・画面を通して、表情や動作、服装等を確認することができ、アセスメント（見立て）に役立てられる ・画面を通して担任等の人となりを伝えることができる	・家庭の通信環境により実施できない場合や通信料から時間の制約を受ける場合がある ・画面を通して、家庭の様子が伝わることに抵抗を感じる子供や保護者へ、配慮が必要 ・画面の大きさや画質によっては、表情や動作、服装等の細かな部分の確認ができない場合がある ・画面外に誰がいるのではないかと不安を感じる子供や保護者へ、配慮が必要



オンライン(ビデオ会議)による教育相談の留意点

- 1 管理職へ開始、終了時刻※³や場所を伝え許可を得るとともに学校内で共有する
- 2 事前に家庭の通信環境を確認するとともに操作方法について確認する
- 3 子供や保護者に相談を行う者（担任、SC等）と開始、終了時刻や場所の了解を得る
- 4 相談を行う者以外の姿や声が入らないように配慮する（例：相談室で行う、ヘッドセットを使用する）
- 5 子供が抱える課題によっては、感染防止対策を講じた対面での相談や家庭訪問を実施する
- 6 他の方法と同様に相談の結果を学校内で共有し、組織的な支援体制を整える

※³ オンラインでの教育相談は、対面で行う相談より疲れやすいことに配慮した時間を設定する